



# 三重県公報

平成31年2月8日(金)

第 3081 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
71	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
72	同件	( 同 )	2
73	同件	( 同 )	3
74	同件	( 同 )	4
75	同件	( 同 )	5
76	同件	( 同 )	6
77	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	7
78	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	9
<b>公 告</b>			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	9
<b>正 誤</b>			
	平成30年11月6日付け三重県公報第3055号	(道路管理課)	10
	同件	( 同 )	10

告 示
-----

**三重県告示第 71 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 31 年 2 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン津河芸

津市河芸町中別保丸垣内 100 番

## 2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 1 号	鈴木 新樹

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	宮崎 剛

## 3 変更年月日

平成 30 年 4 月 5 日

## 4 変更理由

小売業者の代表者及び本店住所の変更のため

## 5 届出の日

平成 31 年 1 月 15 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 31 年 2 月 8 日から同年 6 月 10 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 72 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 31 年 2 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
久居インターガーデン（Aブロック）  
津市久居明神町字風早 2370 ほか 43 筆

## 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目 3 番 23 号	辻田 泰徳

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目 3 番 23 号	辻田 泰徳

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市長区高社二丁目 130 番地	兼子 義之
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町三丁目 9 番 14 号	田中 公雄
株式会社宮脇カルチャースペース	香川県高松市朝日新町 15 番 11	宮脇 範次

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ギガス	愛知県名古屋市長区高社二丁目 130 番地	兼子 義之
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町三丁目 9 番 14 号	田中 公雄
株式会社宮脇カルチャースペース	香川県高松市朝日新町 15 番 11	宮脇 範次
稜有限会社	津市久居明神町 2374 番地	岡山 稜史

## 3 変更年月日

- 2(1) 平成 30 年 1 月 1 日  
2(2) 平成 30 年 5 月 10 日

## 4 変更理由

- 2(1) 住所変更のため  
2(2) テナント入居のため

## 5 届出の日

平成 31 年 1 月 15 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 31 年 2 月 8 日から同年 6 月 10 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 73 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成31年2月8日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Bブロック）  
津市久居明神町字風早 2381-2 ほか 30 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	辻田 泰徳

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	辻田 泰徳

3 変更年月日

平成30年1月1日

4 変更理由

住所変更のため

5 届出の日

平成31年1月15日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成31年2月8日から同年6月10日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第74号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成31年2月8日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

久居インターガーデン（Cブロック）  
津市久居明神町字風早 2488-1 ほか 38 筆

## 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	辻田 泰徳

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	橘 正喜
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	辻田 泰徳

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	杉浦 克典
株式会社動物館アイドル3	津市中央8-11	杉本 三省
株式会社マスダ	松阪市湊町117-1	世古 俊子
コネクション株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目17-1	井上 裕雄
株式会社パスポート	東京都品川区西五反田七丁目22番17号	柘植 圭介

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	杉浦 克典
株式会社動物館アイドル3	津市中央8-11	杉本 三省
株式会社マスダ	松阪市湊町117-1	世古 俊子
コネクション株式会社	東京都新宿区西新宿八丁目17-1	井上 裕雄
株式会社HAP i N S	東京都品川区西五反田七丁目22番17号	柘植 圭介

## 3 変更年月日

- 2(1) 平成30年1月1日  
2(2) 平成30年8月1日

## 4 変更理由

- 2(1) 設置者の住所変更のため  
2(2) 小売店舗の社名変更のため

## 5 届出の日

平成31年1月15日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成31年2月8日から同年6月10日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

## 三重県告示第75号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき

事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成31年2月8日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブライトガーデン明和

多気郡明和町大字中村字宇路津 1266-1 ほか 13 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番4号	杉浦 克典
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市区則武新町二丁目22番7号	前田 貴志
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社丸栄商店	伊勢市宮後一丁目4-24	坂倉 建夫
株式会社兼松コミュニケーションズ	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	菊地 孝
多気郡農業協同組合	多気郡明和町大字斎宮 1831 番地の 21	西井 正

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目8番4号	杉浦 克典
株式会社日本オプティカル	愛知県名古屋市区則武新町二丁目22番7号	前田 貴志
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青山 理
株式会社丸栄商店	伊勢市宮後一丁目4-24	坂倉 淳司
株式会社兼松コミュニケーションズ	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	菊地 孝
多気郡農業協同組合	多気郡明和町大字斎宮 1831 番地の 21	西井 正
株式会社キャプテン	愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号	篠田 達幸

3 変更年月日

平成30年6月1日

4 変更理由

小売業者の入居、代表者変更のため

5 届出の日

平成31年1月28日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成31年2月8日から同年6月10日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第76号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 31 年 2 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザ・ビッグエクストラ玉城店  
度会郡玉城町世古字小垣内 335-2

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

名称	所在地
(仮称) イオンビッグ玉城町店	度会郡玉城町世古字カリコ 354 番他

(変更後)

名称	所在地
ザ・ビッグエクストラ玉城店	度会郡玉城町世古字小垣内 335-2

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 1 号	鈴木 新樹

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	宮崎 剛

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 1 号	鈴木 新樹

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンビッグ株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 25 番 8 号	宮崎 剛

3 変更年月日

- 2(1) 平成 26 年 11 月 7 日
- 2(2)(3) 平成 30 年 4 月 5 日

4 変更理由

大規模小売店舗の名称及び所在地、代表者及び本店住所の変更のため

5 届出の日

平成 31 年 1 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 31 年 2 月 8 日から同年 6 月 10 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 77 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 31 年 2 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 上海老茂福線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市山城町字西大谷 749 番 14 地先 から 四日市市山城町字西大谷 811 番 16 地先 まで	旧	16.00～33.00	59.30
	新	18.00～31.00	59.30

第 2

1 道路の種類 県道

2 路線名 鈴鹿環状線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市御菌町字郷堂 5315 番 2 から 鈴鹿市御菌町字郷堂 2802 番 4 まで	旧	23.04～35.02	96.20
	新	23.04～38.80	96.20

第 3

1 道路の種類 県道

2 路線名 神戸長沢線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市長澤町字西発 1869 番 8 地先 から 鈴鹿市長澤町字野溝 2018 番 1 地先 まで	旧	15.70～27.45	136.82
	新	9.13～11.96	136.82

第 4

1 道路の種類 県道

2 路線名 上野鈴鹿線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市安塚町字源平塚 1350 番 324 地先 から 鈴鹿市安塚町字源平塚 1350 番 73 地先 まで	旧	19.44～31.15	99.50
	新	19.44～39.12	99.50

第 5

1 道路の種類 県道

2 路線名 上野鈴鹿線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
鈴鹿市安塚町字源平塚 1350 番 324 地先 から 鈴鹿市安塚町字源平塚 1350 番 82 地先 まで	旧	12.87～13.83	105.00
	旧新	6.70～36.94	135.50

第 6

1 道路の種類 県道

2 路線名 一志嬉野線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市一志町新沢田 81 番 1 地先 から 津市一志町小山字鳥居ノ本 592 番 2 地先 まで	旧	4.00～12.60	24.40
	新	12.00～13.40	24.40

第 7

1 道路の種類 県道

2 路線名 一志嬉野線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市一志町新沢田 81 番 1 地先 から 津市一志町小山字沢田 674 番地先 まで	旧	5.00～17.50	166.40
	旧新	4.00～17.90	158.30



第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久居美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町八知字井手谷 4016 番 12 地先内	旧	11.30~28.30	49.20
	新	12.20~34.70	49.20

第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大宮宮川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡大台町上菅字山神道 7 番 4 地先 から 多気郡大台町上菅字三ツ頭 2 番 1 地先 まで	旧	6.58~12.40	153.30
	新	6.58~32.29	153.30

第 10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七色峡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市神川町長原字折砥 1123 番 1 地先 から 熊野市神川町長原字下柘 1124 番地先 まで	旧	12.80~15.90	18.00
	新	12.80~17.90	18.00

三重県告示第 78 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 平成 31 年 2 月 8 日

三重県知事 鈴木英敬

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鈴鹿環状線	鈴鹿市御菌町字郷堂 5315 番 2 から 鈴鹿市御菌町字郷堂 2802 番 4 まで	平成 31 年 2 月 17 日
県道 神戸長沢線	鈴鹿市長澤町字野溝 2013 番 17 地先 から 鈴鹿市長澤町字野溝 2019 番 1 地先 まで	平成 31 年 2 月 8 日
一般国道 306 号	鈴鹿市長澤町字野溝 2019 番 1 地先 から 鈴鹿市追分町字吉備野 1944 番 3 地先 まで	平成 31 年 2 月 8 日
県道 上野鈴鹿線	鈴鹿市安塚町字源平塚 1350 番 324 地先 から 鈴鹿市安塚町字源平塚 1350 番 73 地先 まで	平成 31 年 2 月 8 日
県道 一志嬉野線	津市一志町新沢田 81 番 1 地先 から 津市一志町小山字鳥居ノ本 592 番 2 地先 まで	平成 31 年 2 月 8 日
県道 南浦海山線	北牟婁郡紀北町便ノ山字石切 529 番 3 地先内	平成 31 年 2 月 8 日

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。  
 平成 31 年 2 月 8 日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類

公共測量（砂防基盤地図作成）

## 2 作業期間

平成 30 年 6 月 11 日から平成 31 年 3 月 26 日まで

## 3 作業地域

四日市市

**正 誤**

平成 30 年 11 月 6 日付け三重県公報第 3055 号に登載しました、道路の区域変更及びその関係図面の縦覧の告示中

ページ 行

8 30 から 32

## 誤

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市神川町字折砥 1123 番 1 地先 から 熊野市神川町字折砥 1124 番地先 まで	旧	4.60～8.70	41.00
	新	5.00～15.00	41.00

## 正

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市神川町長原字折砥 1123 番 1 地先 から 熊野市神川町長原字下柘 1124 番地先 まで	旧	4.60～8.70	41.00
	新	5.00～15.00	41.00

平成 30 年 11 月 6 日付け三重県公報第 3055 号に登載しました、道路の供用開始及びその関係図面の縦覧の告示中

ページ 行

8 38 から 40

## 誤

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 七色峡線	熊野市神川町字折砥 1123 番 1 地先 から 熊野市神川町字折砥 1124 番地先 まで	平成 30 年 11 月 6 日

## 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 七色峡線	熊野市神川町長原字折砥 1123 番 1 地先 から 熊野市神川町長原字下柘 1124 番地先 まで	平成 30 年 11 月 6 日

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---